

ICVS 認定再生医療等委員会 審査手数料一覧  
2019/3/8 現在

| 審査等業務  | 手数料(1件あたり) |
|--|------------|
| 新規の提供計画の審査(法第26条第1項第1号関係)  | ¥200,000   |
| 提供計画の変更届の審査(法第26条第1項第1号関係)   | ¥100,000   |
| 疾病等の報告に関する審査(法第26条第1項第2号関係)  | ¥100,000   |
| 定期報告に関する審査(法第26条第1項第3号関係)  | ¥100,000   |
| 再生医療等の適正な提供のため必要があると認められる場合における審査(法第26条第1項第4号関係)   | ¥100,000   |
| 迅速審査(委員会規程第10条関係)  | ¥50,000    |
| 平成30年改正省令の経過措置期間中に、平成31年4月1日以前から行われている再生医療等について、平成30年改正省令による改正後の省令に適合させるための再生医療等提供計画の変更に係る審査 | ¥50,000    |